

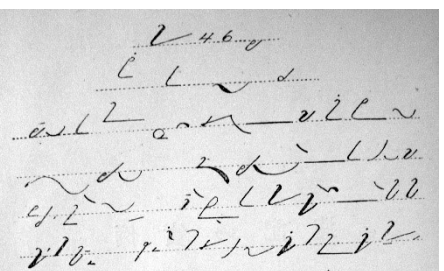
第三章 ソクタイプの実用化を図った最高裁

一、第二の黒船となった米国製機械速記の来訪



毛利高範

太平洋戦争の責任を問う極東軍事裁判所は一九四六年一月一九日に設置命令が出された。ここにはさまざまな速記とのふれあいがあった。公式記録の多くが存在しない中、非公式だが、証拠の一つとして原田日記が採用された。この日記は、二・二六事件から満州事変、中国侵略、そして太平洋戦争へと進んでいく日本の歴史の裏面を描いたことで知られるが、実は原田熊雄男爵が一九三〇年から一九四〇年までの間、近衛秀麿の妻、泰子に西園寺公望公をめぐる当時の動きを口述して速記させたものである。泰子は、毛利高範子爵の次女で、父が創案した草書派の毛利式速記法を学んで使用していたが、近衛文麿の弟、秀麿子爵に嫁していた。依頼に応じて、泰子が原田の話を書き取り、反訳された原稿を西園寺公ほかが校閲して完成したものであった。



毛利高範（もうり・たかのり）写真、一八六七年十二月五日―一九三九年六月十二日）は、肥後宇土藩主細川行真の第二子として生まれ、佐伯藩主毛利高謙の養子となり、家督を相続していたが、一八八八年ドイツへ留学、英米と異なるドイツ流の速記法を知り、草書派の代表方式のガベルスベルガー式を簡略化したオーストリアのファウルマン式を選んだ。その理論を日本語へ適用して、一九二〇年七月、日本で初めての草書派の速記法を創案した。毛利は子どもたちにもその速記を教え、故郷の大分県佐伯や東京の毛利式速記学校でも速記を指導、普及していた。戒名は速記院殿開新高範大居士であった。

極東軍事裁判は別名、東京裁判と呼ばれた。その速記録作成に協力した衆議院の速記者たちの記録を奥野富太郎は速記メモとしてひそかに残していた。それによると、東京裁判の審理は一九四六年五月三日から始まり、イギリス、イギリス領インド帝国、アメリカ、中華民国、フランス、オランダ、オーストラリア、ニュージールランド、カナダ、フィリピン、ソ連の十一か国が判事を務め、被告は東条英機ら二十八名であった。一九四八年十一月四日判決言い渡しが始まり、十二日に終了した。東条英機ら七名が絞首刑の判決を受けて、十二月二十三日に刑が執行された。

オーストラリアのウエップ卿 Sir William Webb が裁判長を担当し、カナダのマクドゥガル判事ほか連合国側から十名が判事、検察側はアメリカのキーンナン主席検察官のほか、十三名の参与検察官、それに十八名の副検察官、それに対して被告それぞれに四十四名の弁護人がついた。証人が四百名にも及ぶ大規模な裁判であった。ほかに法廷執行官、言語裁定官、

言語部長、モニター、通訳、法廷記録員としてアメリカからグリーンバーグ主任以下、手書き、機械を合わせて十一名の速記者が従事、日本語の速記については外務省の要請を受けた衆議院速記課の速記者が担当した。記録を残した奥野は、衆議院の速記者であった。市ヶ谷の旧陸軍士官学校の講堂が法廷となったことは、日本語の機械速記を創案した川上との因縁を感じさせる。

アメリカにおける速記作業では、手書き速記時代から、速記者が現場で発言を書き取り、執務室に戻ると、タイピストへ約二倍の時間で口述して反訳文を完成する復演方式をとってきた。速記取りのあと、速記反訳の工程が機械化されているため、速記録はあつという間に完成し、翌日正午には速記録が配布された。

一方、日本語の速記では速記符号を書いた本人が手書きで反訳するので、速記した原本から反訳原稿を完成するために約十倍の時間を要する。手書き速記者団がリレーして記録に当たれば、反訳文は時間差のずれで作成できるものの、その後校閲、編集作業などを行ったのち、和文タイピストが謄写版原紙に打って印刷する工程を要した。和文タイプの入力速度は分速二五文字程度であり、英文タイプに比べて極端に能率が悪かった。そこで、速報版をやめて大蔵省印刷局へ回して活版印刷するように改めると、かえって速記録の配布を甚だしく遅らせてしまう結果にもなった。調査に当たった最高裁の司法事務官によれば「翌日でき上がってきた原稿を校閲して印刷局へまわし、その印刷のでき上がるのが一、二か月後なのである」という状況であった。

どのような経緯で日米の裁判記録作成の協力関係が築かれたか。占領軍側は、速記者を抱えていない日本での裁判であったため、外務省を通じて記録作成を衆議院へ依頼してきた。衆議院では本番の前に模擬裁判を行って、引き受けるかどうかを確かめることにした。機械速記を見るよい機会だと思った武部良明、奥野富太郎ら衆議院速記者三人が代表選手になってステノグラフを見にいったという話があった。裁判の審理が進むにつれ、日米の速記者は次第に親しみを増すようになり、公務以外にも交歓する機会が生まれていった。



武部良明

高校英語教師免許を持つ武部良明は熱心に調査に当たり、「結果は予想を全く覆した」と衝撃を受けて次のような文章を残している

「明治の初め、私たちの先輩は西洋の速記方式を輸入し、とにかく不可能だと言われた日本語の速記を成し遂げた。

しかし、その後私たちの先輩は余りにも外国の事情に無頓着であった。かつて藤木顕道氏が速記器を発明したと騒いだが、単なる嘲笑の下に葬り去られてしまった。同氏が紹介したエム・エム・バーソロミュー氏、ジー・ケー・アンダーソン氏などの速記器についても、だれも研究する者がいなかったわけである。ことに大東亜戦争の勃発後は欧米との接触を断たれた。その間に欧米の速記界はどのようになつたか全くわからなかった。ここに紹介するステノグラフという器械は

実は私たちがひとりよがりを決め込んでいる間にアメリカで実用に供されるようになった速記器のことである。」

このような書き出しのあと、ステノグラフの外観や仕組みを解説している。

「英語の単語は子音+母音+子音で一音節を構成する。長い単語もアクセントのない母音を省くことによって、一音節を一打で打てる点が独創であった」と機械速記の本質となる点を評価した。それによって、速度については「普通のタイプライターでは一分間に百二十語打てるとすればステノグラフでは四百音節打つのも決して誇張ではない」と見ている。手書き速記との比較では、(一)記録方式はその人の個性によって省画されたり草化されるが、器械によれば常に活字体で出るから他人にも読める、(二)手書き速記では自分の符号を監視する必要があり、演説者を見るわけに行かないが、器械によれば打つ際キーを見る必要がないので、顔を見ながら打てる点が良い、という。

熟達に二年を要する点では手書きと変わらない。器械の値段は八十二ドルで、普通のタイプライターよりずっと高い。シャープと紙という軽便、安価な手書き速記に比べると比較にならない。アメリカでは記録方式と機械速記が併用されているが、原理的には両者に相違はないと見ている。最後に武部は次のようにまとめている。



藤木 顕道

「ここにおいてかつて嘲笑の的になった藤木顕道の次の言葉が再び私たちの認識を新たにさせる。『速記学とはすべて万般の事物を迅速に書記すべき方法の方針を論議指示するものなり。速書法とは速記学の規律に準じ、できあただけ簡便の方法を実地に応用するものなり。たとえ、木筆にて書すも、器械にて印するも、ともに速記法なり』(速記全書一〇八一—一〇九ページ)」

武部は「英語の音節に相当するものは日本語にもある。しかし、速記する立場において二音節である。したがってこの器械のキーの配列を変えて、国語の二音節程度のものが一度に記録できるようにすれば、このような器械による国語の速記も可能になるわけである。キーの数をふやせば容易であるが、操作する指の数をふやすことはできない。したがって、速記する立場において、もっと国語を研究しなければならぬと考えられる。その研究次第では日本でも近き将来において、このような速記が記録速記とともに用いられるようになる日が来ると思われる。有志の方の御研究をお願いする次第である」

極東軍事裁判の速記に衆議院速記者たちがかわったのは、一九四六年。速記機械の特許はその二年前にありていた。そして武部が機械速記理論の要点を挙げた年、川上は機械速記の理論を特許出願していたことになる。ひそかに、最高裁事務官、本間武はアメリカ側の速記を調べているという三者三様の構図があった。

奥野の裁判速記メモには、審理が及んだ事件は、満州侵略戦争の計画・陰謀、満州事変よりシナ事変、南京虐殺事件、シナ事変、中国におけるアヘン麻薬事件と書かれている。一九四八年には判決文を翻訳するために衆議院速記者が再び動員された。

二、裁判の民主化とGHQの勧告

日本側の法廷発言記録の作成、配布遅延がブレイキになって、裁判がスピーディに進まないことが、日本の刑事訴訟の民主化の上で障害となるとGHQは懸念を深めていく。実は、戦前から速記界は、裁判速記が将来の大型市場であると見て大きな期待を寄せていた。裁判速記は意外な展開を経て現実のものとなっていく。

一九五〇年一月二十六日、アメリカ側は最高裁長官へGHQ勧告を出した。

「公判調書の録取制度の改善という問題について慎重考慮を払うべきである。公判期日の間隔を遅らせる原因となる最も大きな支障の一つは、日本の法廷における記録作成の非能率並びにその制度の極端に適切をかくためといわれる。なお、またこのことは、訴訟の遅延をきたすのみでなく、不正確かつ不適当な記録たらしめ上訴の根拠を提供することになる。刑事事件における上訴制度に新しい改正が加えられ、かつ民事上訴制度についても最高裁によって目下改正が審議されている今日、第一審の公判記録の完全にして正確なものが、迅速適格に作成されるべきことは絶対命令であると思われる。この点についても、また渡米する人々が、帰国の上、建議や提案を行うものと思われる。しかしながら、日本における諸君も、既に国際戦争犯罪人裁判、ないしは横浜における戦犯裁判、はては占領軍の軍事占領裁判所、軍法会議等において行われている書類作成制度について見学しておられる。最高裁としては本件に重大考慮を払い、予算を要求して速記記録をとるか、あるいは速記機械（ステノタイプ）を取扱いうる法廷速記者の養成計画に着手することを勧告する。いま直ちに国内全裁判所にたいして速記者または速記機械を設置するだけの予算が得られないとしても、少なくとも速記者の養成にだけは着手すべきである。何となれば、所詮は、新しい証拠についての詳細な規則及び第一審の審判における過誤に基づく上訴という新制度の下においては、第一審における証言の逐語的記録の必要性は絶対的になるものと考えられるからである」

For Next Regular Supreme Court Conference

28 January 1950

Problem No. 2--Improvement of the Calendar and Trial System in Criminal Cases

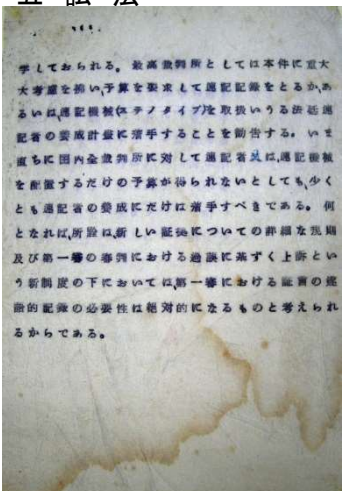
Recommendations. c. Serious consideration should be given to the problem of improving the system of recording the protocol at the trials. It is believed that one of the greatest difficulties causing the delay between trial sessions is the inefficiency and entirely inadequate system of Japanese court reporting. Incidentally, this not only leads to delay in the trials but also to an inaccurate and inadequate record to form a basis for appeals. It is believed that with the new changes that have been made in the criminal appeal system and the changes that are now being contemplated by the Supreme Court in the civil appeal system, it will become absolutely imperative that a complete and accurate record of the first instance trials be made quickly and efficiently. Here again the people who are being sent to the U.S. may make recommendations and offer suggestions on their return. However, you here in Japan have already observed the system of reporting used in the International War Crimes trials and also the War Crimes trials at Yokohama, as well as in the military occupation courts and the courts-material of occupation forces. It is recommended that the Supreme Court should seriously consider asking for a budget to start a plan for training of court stenographers who will either take shorthand records or will use stenotype machines. Even if sufficient money can not be obtained immediately to provide stenographers or stenotype machines for all courts, at least a start should be made in the training of stenographers because in the long run, with the new detailed rules of evidence and the new system of appeals based upon errors in the first instance trials, it will be absolutely necessary to have a verbatim record of testimony in the first instance.

1950-1-26

G.H.Q. からの報告

公判記録の採取制度の改善という問題について
調査報告を提出すべきである。公判期日の間隔を
短らせる原因となる最も大きな支障の一つは、日
本の法廷における記録作成の遅延率並びにその
制度の概略に適切をかくためといわれる。なお、
又この事は、訴訟の進捗をきたすのみでなく、不
正確且つ不適當な記録たらしめ上訴の根拠を提
供することになる。刑事事件における上訴制度
に新しい改正が加えられ、且つ民事上訴制度につ
いても最高裁判所によつて目下改正が審議され
ている今日、第一審の公判記録の完全にして正確
なもの迅速正確に作成されるべきことは絶対
命令であると思われる。この点に行ても、又、没
する人々の周囲のうえ、組織や提案を行うものと
思われる。しかしながら、日本に居る諸君も、既に
国際戦争犯罪人裁判をいしは、横浜における戦犯
裁判では、占領軍の軍事占領裁判所、軍法会議等
において行われている審判作成制度について、

GHQの強い要請を受けた日本政府は一年の第二国会で公判中心主義の刑事訴訟法し、賛成多数で可決成立した。その際、訴訟に関して刑事訴訟規則が制定され、一九五



九四八
を提案
手続き
〇年か
鑑定人、

ら施行された。規則の第四〇条には「証人、通訳人又は翻訳人の尋問については、速記者にその問答を筆記させ、又は録音装置を使用し、これを録取させることができる」と規定し、第四七条において公判廷における尋問、陳述にもこの規定を準用することが規定されていた。第五国会でも、裁判所書記の地位向上のために新たに裁判所書記官を置く改正案を審議したが、そのとき当局はいずれ速記官を置くことを目標に研究中であると答弁していた。

三、ソクタイプの発掘と採用

ソクタイプを発明した川上晃の長男、義は語る。ある日突然、最高裁の方が、大宮の田舎町までてくてく歩いて、中島飛行機の社宅の我が家を捜してこられた。当時の岸盛一刑事局長の命を受けて、本間武さんという事務官だった。「GHQから予算の有無にかかわらず法廷速記者の養成計画に着手すべきだ」という勧告を受けた。だから、川上さんのシステムを採用して養成したい」とのことであった。当時、川上は中島飛行機に勤務しており、米軍の通訳も務め、それに津田塾で英語講師を兼ねる多忙な生活で、米国へ帰る退役軍人から買った中古車のシボレーで砂ぼこりをあげながら関東を走り回っていた。英断を下した岸盛一（一九〇八年七月十四日―一九七九年七月二十五日）は東京帝国大学を卒業後裁判所入り、戦後初代の最高裁判事局長、のちに東京高等裁判所長官、最高裁事務総長、最高裁判事を歴任した。

岸の指示を受けて本間は日本の裁判速記の沿革と速記界の現状とを調査し、あわせて衆議院、参議院各記録部の執務方法を調べていた。日本の既存の速記事務について、彼は現行作業の欠点を二点挙げた。その第一は、漢字仮名交じり文へ反訳するために相当の時間を必要とし、速記者一人の担当速記時間が制約される点であり、第二点は速記方式が複数あり、書き手以外が反訳できないという点であった。上訴の場合だけ速記原本を反訳し、あとは反訳しない。ただ、将来もし必要な状況になった際に速記原本を別の速記者が反訳できるようにしたいという、新しい刑事裁判で用いる逐語記録作成方法の条件があった。

川上の特許は成立したものの、ソクタイプは海のものとも山のものともつかぬ状況にあった。本間は「日本の速記においても、アメリカのステノタイプのごとき一種の速記タイプライターが久しく求められていたのであるが、昭和二十三年八月、川上晃という人がアメリ

力の速記機械と同じような機械を試作している。しかしその実用性(使用価値)や工業化の問題等はなお不明である。ローマ字による速記機械も考えられている模様であるが、いまだ実用化の域に達しておらず、かつ将来の日本文字がすべてローマ字化する等のことがあって、これに基づく革命的な特殊の機械が発明されるに至るならば……。格別現在の機械の程度では、いずれも我が国の速記界に一大変革を及ぼしたとはいえないであろう」と書き残している。要するに、本間は国会で行われている完成された手書き速記ではなく、極東軍事裁判で見学した機械速記が発芽混沌の技術でもGHQの示唆にも沿うと判断するに至るのであった。

本間は私見として次のような提案をまとめ、「従来のこそく安易な考え方を一てきして次のごとき案を真剣に考究し、一大勇断をもって実現に着手すべきではあるまいか」と訴えた。

「(一) 最高裁に速記者養成所を設け、速記者を養成すること。(二) 上の速記者が現実に裁判に役立つに至るまでは外部からは速記者をできるだけ多く採用して各裁判所に配置すること。(三) 裁判所書記制度に根本的な検討を加え、たとえば書記官と速記官の制度を設け、その職務範囲を判然と分離するような方法を考究すること。(四) 上に掲げた(一)(二)(三)が不能のときは、裁判所書記の一部をして速記術を習得させるための措置を講ずること。(五) 速記制度採用につき人的物的設備が充実するまで当分の間速記の費用と労力を軽減するため、速記使用は当事者の請求によるものとし、その費用を予納させることとする。(六) 複雑重大な事件については、速記者を附して審理すること。(七) 審理中重要と認められる点にのみ速記を用い、他は要領筆記すること。(八) 裁判審理にしばしば用いられる用語には特殊の符号を設け、速記上の便宜をはかること。(九) 速記に関する司法関係の法律改正に一段と努力すること。(一〇) たとえば日本語のローマ字化等の姿勢や速記術並びに速記機械等の進歩に注目し、これが利用対策を考究すること。(一一) 速記のみならず、録音装置についても同様の対策研究を怠らぬこと」



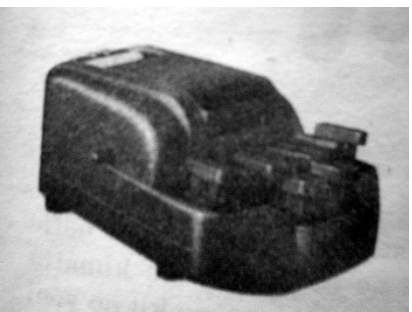
川上 晃

日本の文字がローマ字に統一される。自分が発明した、ローマ字でつくった速記符号を用いるソクタイプが最高裁で採用される。川上に春が来た。一九四九年、川上は最高裁に岸刑事局長を訪ね、ソクタイプの説明と実演を行った。こうして川上は中島飛行機、米軍、津田塾勤務の掛け持ちが認められて同年五月一日、裁判所事務官に任命された。破格の待遇であったが、のちにこれが原因となって苦境に立つことになる。佐伯功介と川上は一九五〇年十一月十日、特許出願した内容を基に急いでまとめてローマ字社からローマ字で執筆したソクタイプの教本「nippon sutenotaiju」を出版した。

この年、のちの技術革新につながる動きとして、一月衆議院は日本電気製ワイヤーレコーダーを購入、同速記者養成所は研究用にアメリカから録音機サウンドミラーとステノタイプを輸入した。

話は戻るが、GHQ勧告を受けた最高裁では、岸刑事局長が刑事訴訟法が改正されて交互尋問制度になり、逐語記録の作成が必要になると判断していた。のちに教官になった松下史生は次のように思い出す。

「岸さんとはかく緻密な記録をつくらなければならないという要請をよく話していた。そこで、極東軍事裁判で、向こうが小さな機械を持ってきて、それで記録が翌日でき上がったというのは、驚きの種だったらしい。例えば、横浜地裁でも軍事裁判が行われて、その傍聴記事が毎日新聞の「雑記帳」に載った。その中にラペット・キャンツールという人が、ステノタイプを操って打っていたということで、日本の関係者に関心を呼び起こしているようだった。岸さんもその点、熱心に進めて、速記研究室が最高裁の訟廷課に属してできたとき、今の本間さんはあっちこっちそういう情報を集めていて、国会に行くし、そのうち川上さんが研究しておられるということを知って、川上さんのところに話を持って行って、日本語にも応用できるということと、それで取り上げられたらしい。岸さんがのちにそれは語っておられた」



といっても、「まだそのころは、ソクタイプは全く

未完成で外国

の機械を改造したおぼつかない機械（写真）が一、二台あっただけ」と佐伯が回顧するような状況だった。佐伯は、川上が事務官に任命されたのち、病状の悪化から勤務に耐えない状況になったこともあり、日本大学の協力を得て日大にソクタイプ研修所をつくってソクタイプを指導した。そのうち二人は、佐伯の近所の知り合いの中から受講していた立花昌子（写真）と山之内敏春で、特に立花昌子は最初のソクタイプ速記者と呼べるほど技能に長じており、独習書「nippon sutenotai-pu」に掲載された速記者のカット写真のモデルになっている人物である。のちに佐伯は書記官研修所速記研究室へ二名を連れてきて、彼女は最高裁が全国の裁判所でソクタイプ練習生を募集する際にデモンストレーション役などを務めたが、一九五九年度末まで東京地方裁判所に在籍していた。佐伯がソクタイプの民間への普及を図るため、代々木にソクタイプ研究所を開設するのは一九五四年であった。